

令和7年度の学校開放制度利用における注意点について

標記の件につきまして、下記に注意事項を記載しております。利用を希望する団体は内容を確認した上で申請をお願いいたします。

【学校開放利用における使用料の発生について】

令和7年4月より、学校開放において学校施設を利用した場合、使用料が発生いたします。3か月ごとに利用団体の代表者宛てに納付書を送付しますので、届きましたら早急に納付してください。

【利用キャンセル連絡について】

申請した日時に利用しない場合、管理指導員への電話連絡を必ずしてください。連絡なしのキャンセルが多数確認される場合、当該団体の利用を制限させていただきます。
※無断キャンセルは使用料の徴収対象となります。

【施設利用後に提出する施設利用日誌（完了報告書）記入について】

これまで利用後に紙で提出いただいた施設利用日誌につきまして、令和7年度よりGoogle フォームでの入力提出とします。学校開放のホームページにリンクがありますので、片付けの際などに入力項目をチェックしながら提出して下さい。

忘れずに提出をお願いいたします。提出漏れが続く場合、利用停止の対応を取らせていただくこともあり得ますので、ご注意ください。

【令和7年度利用申請時の注意点について】

令和6年度の利用の中で、利用申請はするがキャンセルが多く、実際の利用が極端に少ない団体が見受けられます。現在、当市の学校開放による体育館利用は、ほとんど空きがありません。利用枠を確保するための申請はやめていただくようお願いいたします。

また、利用人数が少数の団体につきましては、同じ種目の他団体に混ざる。もしくは、活動体制を整えた上で団体登録を行い利用するなどの対応の検討もお願いいたします。

状況が改善されない場合、活動人数が少ない団体への声掛け、施設使用基準人数の引上げ等もあり得ますのでご承知おきください。

【地域スポーツクラブとしての申請について】

地域スポーツクラブとして申請する場合、名簿の年齢欄を必ず記入するようお願いいたします。